

尼崎市教育委員会 7月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和7年7月28日 午後1時01分～午後3時31分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	森山 太嗣
	教育長職務代理者	徳山 育弘（日程第2「議案」の「令和8年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について」の質疑から出席）
委 員		太田垣 亘世（日程第2「議案」の「令和7年度教育委員会事務点検・評価報告書について」の質疑から出席）
委 員		正岡 康子
委 員		片谷 勉

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	藤川 明美
教 育 次 長	嶋名 雅之
管 理 部 長	佐々木 修
学 校 教 育 部 長	渡邊 明美
学校支援担当部長	西田 啓行
総合センター所長	尾崎 匡
社 会 教 育 部 長	橋本 貴宗
企 画 管 理 課 長	西川 欣伸
学 校 教 育 課 長	民谷 洋二
社 会 教 育 課 長	林 直美

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- （1） 議案第38号 令和7年度教育委員会事務点検・評価報告書について
- （2） 議案第39号 令和8年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について
- （3） 議案第40号 尼崎市社会教育委員の委嘱について
- （4） 議案第41号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

日程第3 協議・報告

- （1） 尼崎市学校運営協議会委員の委嘱について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後3時30分、教育長は開会を宣した。

森山教育長

本日の日程につきましては、配付いたしております日程表のとおりです。

日程第2「議事」の「議案第40号 尼崎市社会教育委員の委嘱について」及び「議案第41号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、日程第3「協議・報告」の「尼崎市学校運営協議会委員の委嘱について」は内容に個人情報が含まれますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員	異議なし
森山教育長	異議なしと認めます。 よって、「議事」の「議案第40号 尼崎市社会教育委員の委嘱について」及び「議案第41号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、日程第3「協議・報告」の「尼崎市学校運営協議会委員の委嘱について」は、会議規則第6条の2第1項第4号に該当するため、公開しないことと決しました。
森山教育長	それでは、これより日程に入ります。 まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。 6月定例会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおりです。内容に質疑等がありますでしょうか。
森山教育長	質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。6月定例会の議事録を承認することに異議ございませんか。
教育委員	異議なし
森山教育長	異議なしと認めます。よって、6月定例会の議事録を承認することにいたします。次に、日程第2「議事」の「議案第39号 令和8年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。
学校教育課長	学校教育課長でございます。「令和8年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について」ご説明させていただきます。始めに、この度ご審議いただく教科用図書につきましては、小学校 11教科全13種目、中学校 10教科全16種目、特別支援学級 附則9条本、あまよう特別支援学校小学部・中学部 附則9条本、市立高等学校、あまよう特別支援学校高等部となっております。まず、小学校教科用図書については令和6年度に採択した、中学校教科用図書については、令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択いただきます。5月の教育委員会で決定されました『教科用図書採択に関する基本方針』に基づき、特別支援学級 附則9条本、あまよう特別支援学校小学部・中学部 附則9条本、各高等学校教科用図書につきまして、7月4日までの間に選定委員会が開かれ、令和8年度に使用する教科用図書について調査・研究いたしました。お手元の資料は選定委員会の審議を経て作成された報告書でございます。本日は、この資料に従ってご説明いたします。令和8年度に尼崎市立学校で使用する教科書についてご審議いただき、採択いただきますようお願いいたします。
森山教育長	「小学校」「中学校」について、審議します。小学校、中学校の教科用図書につきまして、基本方針において、令和6年度に採択したものと同一の教科書を採択する、となっております。よって、資料3ページに記載されている、現在、令和7年度に使用している教科用図書を、引き続き採択するということによろしいでしょうか。
教育委員	異議なし。
森山教育長	では、続いて「特別支援学級、あまよう特別支援学校 小学部・中学部の附則第9条本」について、説明を求めます。
学校教育課長	学校教育課長でございます。調査報告をする前に、特別支援学校及び特別支援学級

で使用する学校教育法 附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書、以下「一般図書」と呼ばさせていただきます。について関連する法律をもとに、ご説明いたします。資料の 4 ページの参考資料をご覧ください。上から学校教育法第 34 条第 1 項、小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないとあります。しかし、学校教育法附則第 9 条、特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第 34 条第 1 項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができるとなっております。要約すると、特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒は、実態に合わせて、検定教科書ではない図書を教科書として使用することができるとなっています。一般の書店などで販売されているような図書も教科書として使用できるということです。例えば、絵本や図鑑などです。また、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」により、当該教科用図書を使用する年度の、前年度の 8 月 31 日までに教科用図書の採択を行うことが定められています。教科書は、各学年の教育課程において使用するものとして無償給与されることから、学年ごとに給与の対象教科や冊数が定められています。国語は検定教科書で学習をするが、算数は一般図書で学習をするなどのように、児童生徒によって、また教科によって、使用する教科書が異なってきます。教科書のかわりに使用する一般図書として、尼崎市の児童生徒にとって、どのような図書がふさわしいのかを調査研究をし、報告書として一覧表にまとめています。報告書の記載内容としましては、「発行者」、「書籍名称」、「著作者」、「価格」などの他に、「使用に適している教科」、「選定の理由」を記載しています。「教科」の項目については、「◎」は「最適である」、「○」は「適している」という区別になっています。

それでは、報告させていただきます。特別支援学級用附則 9 条本について、今年度は全部で 184 冊選定しました。新たに加えたのは 26 冊で、供給不能と回答のあった 16 冊を削除しています。知的障害や自閉・情緒障害の児童生徒を想定して、多様な特性をもつ児童生徒に対し、学習上の困難を軽減させる図書や、生活体験の不足を補う図書、効果的に学習に取り組むことができるよう、興味関心を持ちやすい図書等を中心に選定しています。削除した本の教科も考慮し、各教科に関連する本を選定しています。

今年度増やした主な選定本については、資料 9 ページの No. 73、道徳の学習に使用する「感情をコントロールし、子どもが怒り出しそうな場面を多く取り上げ、アンガーマネジメントを学ぶ本」や資料 15 ページの No. 175、道徳や国語の学習に使用する「おさほう、の基本が丁寧な解説とイラストで紹介されており、子どもが納得しながら作法を学べる本」などを追加しています。

続きまして、資料 17 ページをご覧ください。あまよう特別支援学校小学部附則 9 条本について、今年度は全部で 164 冊選定しました。新たに加えたのは 29 冊で、供給不能と回答のあった 11 冊を削除しています。主に知的障害や自閉・情緒障害を併せ持つ、重複障害の児童を対象として選定しています。発達段階の違いの大きい子どもたちがより適した図書を使えるように選択の幅を広げています。削除した本の教科も考慮し、各教科に関連する本を選定しています。今年度増やした主な選定本については、資料 21 ページの No. 74、外国語と音楽の学習に使用する「英語と日本語両方の歌詞がついた、英語の歌の CD が付属した本」、資料 23 ページの No. 101、生活、国語、社会、算数の学習に使用する「反対語や対語が楽しく学べる本」、そして資料 27 ページの No. 146 から 149 の、生活、国語の学習に使用する「キラキラしたホログラムで反応しやすい仕掛けがある本」などを追加しています。

それでは資料の29ページをご覧ください。あまよう特別支援学校附則9条本について、今年度は全部で125冊選定しました。新たに加えたのは8冊で、供給不能と回答のあった2冊を削除しています。主に肢体不自由の生徒や知的障害や自閉・情緒障害を併せ持つ、重複障害の生徒を対象として選定しています。削除した本の教科も考慮し、各教科に関連する本を選定しています。今年度増やした主な選定本については、資料30ページのNo.18、社会、理科、英語の学習に使用する動物、虫、草花、乗り物、食べ物、身の回りの物など「777語以上の言葉が写真ともに収録されており、多彩な好奇心に応える本」。それから、資料34ページのNo.75、国語、社会、理科の学習に使用する「切り抜き穴から前後のページの風景がのぞいて見える本」、資料36ページのNo.97、国語、社会、理科の学習に使用する「ボタンを押して手遊び歌や英語の歌などが音声として流れる本」などを追加しています。説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

森山教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

正岡委員 以前、あまようの教科書は子ども一人一人に合うものを先生方が選んでいるときいたが、例えばA君のために購入した本であっても、ほかの子と共有するということはあるのか。

学校教育課長 教科書は1人に1冊となりますので、共有はございません。

正岡委員 例えば同じクラスで見て、何か楽しそうだから見せて欲しいとか、同じ本を使って2人が一緒に勉強するとかそういうことはないのか。

学校教育課長 一緒に同じ授業というか、話を聞くということとはございます。

片谷委員 色弱の子への対応などはどうなっているのか。うちの社員に色弱のものがいて、本人が色弱と言ってくれているので、そういう方に合わせて色々と動いたりするが、学校で色弱の人用など本を分けたりしているのか。

学校教育部長 担任がそういったことを聞いておりますので、図書についてはそれに配慮したものを選ぶというようにしております。

片谷委員 見た瞬間に色が見える、見えないと、自分が認識するようになるのか。

学校教育部長 子どもに応じて、色のはっきりしているものでしたりとか、言葉で説明するとか、補いながら学習しております。

片谷委員 生徒は、自分が色弱だということを認識して生活しているということか。

学校教育部長 子どもの状況にもよりますが、通常学級のお子さんと、こういう風にみんなには見えているというのを自分なりに理解しているお子さんもいらっしゃいますし、小さいお子さんであればそれがわからない、まだそういう段階ではないっていうお子さんもいらっしゃいます。そのあたりは周りの保護者であったり、教師だったり、が酌み取りながらしていきますが、将来的には、自分がこう見えているときにはこういうことな

んだということでしたりとか、お友達と話している時に合わせたりというようなことを学んでいくことになります。

正岡委員 毎年度、1人に1冊なのか。

学校教育課長 教科ごとに1冊ずつになります。

正岡委員 教科ごとということは、1人当たり何冊かが子どものところに届くということか。

学校教育部長 教科書は、国語の教科書は1人1冊で算数も1人1冊です。地図帳であれば、3年生から6年生の4年間で1冊というように決まっております。中学校の家庭科でしたら1年から3年で1冊というように、検定本と同じ冊数いただけます。国語は検定の教科書を使うが、算数は検定本ではなく子どもに応じた絵本を使うなど、通常の学級のお子さんのもらう冊数と同じだけ検定本と絵本と合わせた冊数がもらえるということです。ただ、超過したりする場合にはちょっと読み替えたりというようなものがございしますので、全く一緒じゃないですが、基本的にはそういう考え方でございます。

正岡委員 検定本でなくても無償でもらえるのか。

学校教育部長 無償措置法に基づいて、検定本も一般図書もどちらも無償給与されるということになっております。

正岡委員 あまようにも通常校の図書室のようなところがあって、生徒がそこに行って自由に選んで、その自分の教科書以外の本とも接することができるという状況になっているのか。

学校教育部長 教科書は1人1冊、個人で持っております。あまよう特別支援学校にも図書室はございますので、地域の学校と同じように閲覧できる環境が整っております。

正岡委員 小中学校の教科書は、毎年採択される際に、先生方が集まって意見交換して教科書を決めるが、それ以降、何年か使っている間に、やっぱりこれはこういう使い方をしたほうがよさそうとか、実際使ってみて、自分は困っているが他の学校はどうかみたいな、教科書に関しての意見交換会は、定期的に行っているのか。

学校教育課長 教科書のみに特化した意見交換会は特に設けておりませんが、研究会で集まるときがありますので、その時に授業の様子であるとか、少し工夫していることなどを交流する場はございます。

正岡委員 どれぐらいの頻度で意見交換会はあるのか。

学校教育課長 研究会は年間に1回はございますし、例えば公開授業、研究授業などされるときにもそのような話題になる場合もございます。

森山教育長 それでは、採決に入ります。「特別支援学級、あまよう特別支援学校 小学部・中学部の附則9条本」として、これらの一般図書を採択することによってよろしいでしょうか。

教育委員 異議なし。

森山教育長 異議なしと認めます。続いて、高等学校及びあまよう特別支援学校高等部について、説明を求めます。

学校支援担当部長 学校支援担当部長でございます。それでは、市立高等学校及び特別支援学校高等部使用の教科書について、ご説明いたします。高等学校の場合は、高等学校ごとに選定委員会を設置し、各校で設定した『選定方針』に従い、教科書を調査し、教育課程に適した教科書を選定しております。選定した教科書は、学校長が教育委員会に申請する形となっております。

資料の表紙裏面をご覧ください。表紙裏面1ページに、『採択に関する基本方針』並びに、各校の教育課程をまとめております。2ページから23ページは、各校が申請した教科書を掲載しておりますので、各校が申請した教科書のうち、特徴的なものを中心にご説明いたしますが、先日の協議会資料より大きく2点、変更がございます。

1点目は、15ページに記載しておりました、尼崎双星高校のNo. 88「英語コミュニケーションⅡ 数研 CⅡ716 『BIG DIPPER English Communication Ⅱ』3年機械/電気全員」についてですが、2年生の時にすでに購入しており、継続使用の教科書の欄18ページのNo. 19に記載しておりますので、15ページの行は削除いたしました。2点目は、20ページに記載しております、琴ノ浦高校のNo. 13～No. 16の教科書名につきまして、「新訂版」という表記が抜けていましたので追記しております。

それでは、2ページをご覧ください。市立尼崎高等学校が、申請している教科書の一覧です。上に『選定方針』。その下の一覧表は、使用学年順に、教科・種目に分けて記載しております。一番右の欄「選定理由」のところに『〇印』がついているものは、教科書検定により教科書の内容が改訂されたものや、今年度新たに選定したものとなっております。尼崎高校では大学への進学希望が多い実態を踏まえ、基礎内容に加えて発展的な内容を含んだ大学進学に適した教科書を選定しています。また、普通科と体育科ではカリキュラムが異なるため、教科によっては異なる教科書を選定しています。尼崎高等学校で今年度新たに選定した教科書のうち、特徴的なものとして、1年生で履修する「歴史総合」と「英語コミュニケーションⅠ」の教科書をご紹介します。No.3の山川出版社の「わたしたちの歴史 日本から世界へ 改訂版」は、1年生全員が使用します。この教科書は、歴史の流れや出来事のつながりを重視し、資料を読み解く技術を培いながら、これから学ぶ時代について疑問や課題意識を持つように工夫されております。「考えてみよう!」と題した特集ページを7つ設け、本文の内容をよりいっそう深く考察できるよう重要なテーマを別途叙述されております。また、過去の人々が課題に対してどのような取り組みを行ったかを資料を読み解きながら振り返り、現代の諸課題について自ら課題を設定して考えることができるように構成されています。

3ページをご覧ください。No.17の三省堂の「CROWN English Communication I(ワン) New Edition」は、1年生全員が使用します。この教科書は、ことばの教育、国際理解教育、人間教育を題材内容の基本とし、これらの領域で生徒の知性や感性を考慮して、生徒の興味を喚起する内容となっております。英語学習の特質を踏まえ、聞くこと、読むこと、話すこと[やり取り]、話すこと[発表]、書くことの5領域別に設定する目標の実現に向けた指導ができ、身につけた知識・技能を活用して、思考力・

判断力・表現力等の育成を促すための様々な工夫が随所に見られ、主体的・対話的で深い学びができるよう構成されております。これらの教科書以外にも尼崎高校では、体育科と普通科でそれぞれの特色に応じた教科書の選定となっております。

続きまして7ページをお開きください。尼崎双星高等学校が申請している教科書の一覧です。尼崎双星高校の特徴として、普通科、商業科、ものづくり機械科、電気情報科がありますので、それぞれの専門分野に適した専門的な教科書が必要であり、選定される教科書数も多くなっております。では、普通科で選定した教科書のうち、1年で履修する「現代の国語」の教科書についてご説明いたします。No.1の数研出版の「増補新版 現代の国語」は、1年全員が使用します。この教科書は、多彩な題材と資料を通して、読解力・表現力を体系的に養うことができ、現代評論の多様なテーマ理解を重視した「思考を深める」編と、小論文を見据えた記述問題が充実した「考えを表す」編で読解力と記述力を身に着けることができます。また、各題材末(まつ)の「てびき」や「言語活動の実践」で、多様な言語活動課題に取り組むことができることが特徴的であります。

次に、専門学科で選定した教科書のうち、商業学科3年で履修する「商品開発と流通」の教科書についてご説明いたします。少し飛びますが16ページをご覧ください。No.100の実教出版の「商品開発と流通」は、商業科の3年生選択生徒が学ぶ科目です。この教科書は、実社会に即した具体的事例を掲載し、体系的・系統的に理解できるように編修されており、本文記述に関連した興味深い考察を「コラム」として掲載し、幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養うことができます。また、実習での実践的・体験的な学習を通じて、知識だけでなく商品開発に必要な技術も習得することができ、生徒が自ら学び、主体的かつ協働的に取り組む態度を養うための工夫がなされております。

続きまして、19ページをお開きください。琴ノ浦高等学校が、申請している教科書の一覧です。定時制の琴ノ浦高校の学習におきましては、「基礎的な知識・技能の定着を図る」ことに重点を置き、教科書も「わかりやすさ」に重点を置いて選んでおります。新たに選定しました、1年生全員で履修する「公共」、2年生商業系列で履修する「情報処理」の教科書についてご説明いたします。No.4の帝国書院の「高校生の公共」は、1年生全員が使用します。この教科書は、公共的な空間のなかで主権者および自立した契約主体として求められる①さまざまな課題をみずからの問題として正対し解決しようとする意欲・関心と ②その課題に対して自分なりに判断していくために必要な資質・能力を 確実に身につけられるように構成されています。教科書全体を通して、実社会の具体的な課題が積極的に取り上げられ、また課題に対するさまざまな立場の人の意見や主張が数多く紹介されており、物事を多面的・多角的に考察できるように工夫されていることが特徴的であります。21ページをご覧ください。

次に、No. 28の東京法令出版の「情報処理 新訂版」は、2年生商業系列の生徒が使用するものです。この教科書は、表計算ソフトウェア、文書作成ソフトウェア、プレゼンテーションソフトウェアなど、ソフトウェア操作が関連する部分については、裏表紙や目次に掲載したQRコードから操作解説動画を視聴でき、個々の学習者の操作速度や進度に合わせ何度も確認できます。また、はじめて情報処理を学習する生徒も考えやすいような発問例やハードウェアなどの画像が追加され、視覚的な理解を促進できる内容となっております。

最後に、あまよう特別支援学校 高等部の教科書について説明いたします。22ページをお開きください。あまよう特別支援学校 高等部では、来年度検定教科書は使

用を考えておりません。23ページをお開けください。学校教育法附則第9条に基づき、特別支援学校知的障害者用教科書、一般図書の使用を考えており、24ページから26ページに使用図書の一覧を掲載しておりますとおり一般図書のみ採用いたしました。新規で採用しました図書は、○印は付けておりませんが、16図書のうち13図書となっており、生徒それぞれの成長に合わせた選定となっております。以上で高等学校用の教科書として選定されたものについての説明を終わります。どうぞ、よろしく願いいたします。

森山教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

正岡委員 各高校は教科書選定委員会で選定していると思うが、大きく方針転換したことなどはあるか。

学校支援担当部長 今年度の選定は、学習指導要領等の改定がございませんので、特に直近の検定を合格した教科書の中で、各校のカリキュラムや単位数の違いに照らし合わせて、生徒に合わせた教科書の選定となっております。

徳山委員 日本史で石器の発見を次々にしたが、虚偽の発見だったということがあったかと思うが、そのあたりの記載はもう直っていることでいいのか。

片谷委員 聖徳太子について、教科書ではどう書いているのか。いなかったという説もあるが。

徳山委員 山川の教科書に厩戸皇子の記載がある。ただ肖像画がない。

片谷委員 肖像画が違うということかもしれない。

徳山委員 お札になった肖像画は、実は違うっていう話は僕も聞いたことがある。この教科書には、推古天皇が厩戸皇子らと協力して国家組織の形成を進めた。冠位12階と憲法17条が定められたと書いてある。

片谷委員 70歳代の方が、朝鮮が日本に支配されていた時代を最近まで知らなかったと言っていたが、昔の教科書は近代史の記載が少なかったのか。

徳山委員 今日はそのあたりがわかる方がいないかもしれない。

片谷委員 教科書がすごくカラフルでイメージと違う。

徳山委員 ユニバーサルデザインになっている。

片谷委員 話は少し変わるが、私の会社にSDGsの出張授業で中学生が来たことがある。化学の元素記号周期表があるけども、鉄が錆びるのは、あそこから全部説明できるが、そこは勉強したかとかいう話をした。まだ学年が低かったから生徒はわからなかったが、FeとOがくっついて四酸化鉄とか、錆には白錆や赤錆があって、これは、勉強で習うだけじゃなくて、錆はこういうところにあるというような話をしたときに、先生の方が食いついた。僕が言った現実と、本に書いてあるところと繋がってないって

いうところがわかって、先生がそういった話をしたら、生徒さんも食いつくんじゃないですかって、逆に言ってしまったことがある。

錆びないようにどうするかは、科学から全部話ができる。だからこれを知っているということが、後で社会に出た時に役に立つ。鉄が錆びないように油をつけたらいいが、何で錆びないかという、金属の表面に油が広がって酸素と接触しないので酸化しない。ただ、油が取れてしまうと酸化するし、水がつくとより酸化しやすくなる。メッキをつけるとかも全部科学で話ができる。なんでメッキをつけるのか、錆びないように表面につけるとか、よりその高度なところになってくると、この金属の表面に一枚薄い固い組織をのせたりする。1回金属を溶かして、イオンが飛んでいる状態でくっつけると表面に2ミクロンぐらいで均一につく、なんていう話を来られた生徒にしていたら、先生の方がよく聞いてくれた。

徳山委員 実際、学校の授業の中身は必要性があってできていると思うので、身につくように教えるには現場のところから教えるのが一番いいんでしょう。僕は、受験のとき、ゴールデンウィークに元素記号を白紙に60回書いてこいと言われてたり、古文の活用表をとにかく書きまくって図で覚えるようにさせられたりしたのは覚えている。

片谷委員 実際、中学生で、先生こんなの覚えて関係あるんですか必要なんですかっていうような発言は出るが必要はある。

徳山委員 体にその必要性が染み込まないから、なんかやらされているように思うんだろう。高校生ぐらいになってきたら、そういう教えの方が身に入りそう。小学生だったらあまりに基本的なことなので、学ぶ理由の説明がなかなか難しいが。

正岡委員 市尼の数学の教科書のサイズが小さいのは、なにか理由があるのか。これまでであれば、もっと大きいサイズのものを使用していたかと思うが。小さくなった分、問題や説明が減っているのかなあと思うが、すごくコンパクトな印象を受けた。

徳山委員 世の中では開いたらA4サイズというのが結構標準になっている。

正岡委員 令和8年度以降採用と書いてあるが、何かあるのか。

学校支援担当部長 以前より、それぐらいの大きさかなと思っております。

徳山委員 学校はB4が多いが、世の中はA4サイズになってきている。

正岡委員 昔はこういうサイズもあったと思うが、最近教科書が大型化して行って、こんなに小さいサイズだったかと思って。どこかから希望が出て、これぐらいのサイズになったとか、傾向があるのか。今、委員が見てらっしゃる教科書は、かなり小さい。

徳山委員 これは確かにA4より小さいかもしれない。

片谷委員 いや、サイズは一緒だ。

学校教育部長 小・中学校の教科書は、資料が増えたりして、わりと大きくなってきていると思うんですけども、高校の教科書はそんなに変わっていないかと思います。高校の教科書は文字が小中と比べて小さいかもしれません。

正岡委員 文字の大きさはそんなに変わってないような気がするが。

徳山委員 最近は小学校の教科書が大きくなりすぎて、高校を小さく感じているかもしれない。

正岡委員 でも高校の英語の教科書とかはこのサイズで、数学だけ小さい。

管理部長 文科省が教科書のサイズを一定示しております。中学校の主要科目はA 5サイズが多く、高校はほぼA 5ということになっております。地図帳みたいな資料は、B 5版です。教科書が基本、A 5サイズということは、平成11年ぐらいから平成元年の制度改正以降で、そういう風に見直しをされています。

正岡委員 数学の教科書は、日本史の教科書より小さくないか。

片谷委員 これはA 5サイズだ。

徳山委員 開いてA 4になればクリアファイルにいれやすい。今の社会ではA 4が多い。

片谷委員 確かにA 4が多い。市ではB版ということがあるのか。

管理部長 市でもB版からA 4に変わっております。

森山教育長 質疑もないようですので、高等学校及びあまよう特別支援学校高等部の教科用図書について、採択します。これまでの審議を踏まえ、各校選定委員会から申請のあった教科用図書を採択することによろしいでしょうか。

教育委員 異議なし。

森山教育長 よって、「議案第39号」は原案のとおり可決いたしました。ここで職員の入替えを行います。

森山教育長 次に、日程第2「議事」の「議案第38号 令和7年度教育委員会事務点検・評価報告書について」を議題とします。

企画管理課長 企画管理課長でございます。議案第38号「令和7年度 教育委員会事務点検・評価報告書について」について、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、議38をお願いいたします。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（この後は地教行法と言います）第26条の規定に基づき、前年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価した結果を報告するもので、9月議会に提出するにあたって議決を求めるものです。それでは、次ページの「令和7年度 教育委員会事務点検・評価報告書」をお開き願います。報告書の方のページ数で、4ページをお開きください。まず、「1 点検及び評価の趣旨」ですが、先ほど申し上げました地教行法の規定に基づくものに加え、尼崎市教育振興基本計画の進行管理の役割も

兼ねており、点検・評価の結果を次年度以降の施策の推進や改善に反映することで、より着実に計画を進行させることを目的としています。

報告書6ページをお開き下さい。「4 知見の活用」についてでございます。地教行法第26条第2項には、点検・評価を行うにあたり、学識経験を有する者の知見の活用を図ることが規定されています。本市では、令和6年度から尼崎市教育振興審議会を設置しており、第2次教育振興基本計画の策定にも関わったことから、点検・評価を行うにあたってはその客観性と公平性を確保するため、今回から同審議会で内容について議論するとともに、総評を作成していただいております。1ページ飛びまして、8ページから14ページまでは教育委員会の活動状況を記載しているものでございますので、ご清覧ください。

15ページから43ページまでが、第2次教育振興基本計画に掲げる各論ごとの点検・評価の詳細となっております。今回行う評価・点検は、第1次教育振興基本計画の期間中である令和6年度の取組に対するものですが、既に2次計画がスタートしているため、それに沿った7つの各論ごとの整理としております。表の左側に「取組と成果」、真ん中に「現状と課題」、右に「今後の取組の方向性」を記載しておりますが、それぞれの事業・取組の内容につきましては、先日7月14日に開催した教育委員会の平場にてご説明しており、内容が重複するため割愛いたします。

44、45ページの適法・適正な行政運営の実現については、令和6年度に発生した事案等を踏まえ、体罰・不祥事・事務処理ミスの検証とその防止に向けた今後の対応について記載しているものでございます。後ほどご清覧ください。46ページからは、先ほど知見の活用でご説明いたしました、教育振興審議会としての総評を記載しており、各論ごとに、主に今後の方向性の視点から総評しているものとなっております。

まず、各論1「学ぶ力と健やかな体の育成」では、学力低位層の減少を評価しつつ、その確実な定着のための取組の継続や、探究的な学習の推進にあたってのICTの活用を検討してもらいたいこと、各論2「多様性と包摂性のある教育の推進」では、不登校対策や特別支援教育など、公教育へのニーズが顕在化し教員への負担増につながっている現状を踏まえ、来年4月開校の学びの多様化学校には多様な学びを実践するフラッグシップとしての役割を期待すること、各論3「豊かな心の育成、いじめ防止」では、いじめ問題における学校の対応力向上のため、好事例の横展開や教育委員会のサポートが重要であること、といったご意見をいただいております。

次ページにまいりまして、各論4「教育環境の整備」では、児童生徒数の増加に伴う教室数の確保にあたっては、新しい学びの形なども見据え十分な数を確保すべきであること、各論5「教員の育成・勤務環境の整備」では、教職員の働き方改革について、ワークエンゲージメントの観点も非常に重要であること、各論6「学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実」では、地域クラブ活動の推進にあたっては、生徒の活動場所を可能な限り確保するとともに、生徒と保護者が安心して参加できる環境が整うよう取り組んでいただきたいこと、各論7「市民の多様な学びと活動を支える機会の充実」では、図書館について、本を読むことだけではない新しい図書館の形を含めた検討も良いと考えること、などの意見をいただいております。

以上、簡単ではございますが、「令和7年度教育委員会事務点検・評価報告書」についての説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

森山教育長

説明は終わりました。これより質疑に移りますが、令和7年度教育委員会事務点検評価報告書のボリュームは大変大きくなっておりますので、二つに区切って質疑を行いたいと思います。

まず各論1から各論3までの質疑を行い、その次に各論4から各論7まで質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

教育委員

異議なし。

- 森山教育長 それでは二つに区切って、質疑を行いたいと思います。まず各論 1 から 3 の部分で、質疑はございませんでしょうか。
- 徳山委員 各論の話と別になるが、各論の枠組みを総合教育会議で議論をして定めたと思うが、次にこの報告書の項目や枠組みを決める時期は、いつになるのか。
- 企画管理課長 今回の第 2 次計画が今年度から 5 ヶ年、令和 11 年度までになります。通常、前年度か前々年度ぐらいから、第 3 次計画に向けての議論がスタートするということになります。実際に審議会でご審議いただくのは前年度が中心になると思われますので、1 年前に決めていくという形になるかと思われます。
- 徳山委員 これは令和 5 年に決めたのか。
- 管理部長 去年、計画を策定する中で決めてまいりました。
- 徳山委員 その前の年に総合教育会議で枠組みを議論したということか。
- 管理部長 おそらく大きい方向性の 3 つの視点であるとかいうところの部分は、具体的にご審議されているかと思います。具体的な 7 つの方向性については、その後、審議会を作ってその中でさせていただいて、教育委員会でもかけさせていただく中で、議論を進めていっております。先ほど企画管理課長言いましたように、基本的には 5 ヶ年計画になりますので、大きく何か必要なことがあれば、審議会にかけるということになりますけども、基本的には 5 ヶ年間は、何かこの柱の中で、進めていくというような形になろうかと思います。
- 徳山委員 そうすると、6 年度の事業取組で、その前の年に審議会で確定したとしたら、そのさらに前の年の総合教育会議で、大きな枠組みの議論をしたのか。
- 管理部長 令和 5 年末に総合教育会議を開催して、大きな方向性を定めて、令和 6 年度の総合教育会議では各論の話をしております。
- 徳山委員 そうすると、次にその議論をするのは。
- 管理部長 令和 10 年度でまず大きな方向性の話をして、翌年の 11 年度に次期計画、12 年度以降の計画を立てるということになります。
- 徳山委員 なぜこの質問をしたかという、新しく入られた委員の方にわかってもらいたかったのです。これは、さんざん議論して教育委員会で枠組みを決めたので、あとはその評価を確認しつつ、時代の流れとともに、この枠組みはちょっと違うんじゃないかっていうのが出てきたら、その時に議論、意見を言っていただくということを念頭に置いて読んでいただくということですね。
- 正岡委員 この報告書の印象に残ったところで、こんなことされているんだ、すごいなあと思うてうれしかったところだが、26 ページの市内の中学校の取り組みのところ、予期せぬ妊娠・デートDV・LGBT の 3 つのテーマに取り組んで、17 校で年間 2

9回講演をしたとある。テーマを見ると結構踏み込んで講演会をしたと、うれしく思ったが、これに参加した中学生は何年生だったのか。また、その欄の右側に、地域の人材を利用して、こういう研修会にしたというようにあるが、講師はどういう方にされたのか教えていただきたい。世間一般に、中学生レベル或いは小学生レベルでの性教育も、すごく大事だっている風に言われていると思うが、その中でこういうことが書いてあるというのはすごくいいことだなと思う。

学校教育部長 予期せぬ妊娠・デートDV・LGBTにつきましては、3年間ですべての項目の講演会を聞くようにということになっておりますので、例えば令和4年度はこのテーマ、令和5年度は違うテーマでというように、中学校については3年間重点的に性教育について取り組んでおります。それ以外にも産婦人科医の先生からお話を聞いたりですとか、こころの教育推進事業はすべて性教育ではないですけれども、中学校につきましては、この3年間で3つのテーマについて講演をしたということになっております。

正岡委員 これはいつごろから始めたのか。

学校教育部長 こころの教育推進事業自体は平成23年からですけども、この3つのテーマにつきましては、令和4年から6年の3年間でございます。

徳山委員 市立幼稚園の運営体制整備で就学前教育の3つの柱に当たるところだが、現場の方の大変な苦勞でもって3年保育が実現した。この前のPTA連合会の懇談会の時に、幼稚園の方とも議論したが、幼稚園に行かせる親の立場から考えると、いずれは給食、スクールバスというところは実現すべきなんじゃないかと思う。少子化で、私立の幼稚園に対する配慮も必要なのは重々わかるが、今後、どういう風な見通しでやっているのか。

学校支援担当部長 ビジョンを進めるにあたっては、その中で、3園を廃園にするとか、3年保育を行っていくとかを着実に実施していく流れになります。この中にはおっしゃる通り給食の内容について記載されていないんですけれども、以前から幼稚園で給食ができるかどうかの検討は内部で進めておまして、ようやく給食がどのように実施できるか、実施するとなれば、弁当方式であるのか、それとも小学校から配送するような親子方式でやるのかといった具体化な方法について、検討のスタートを切っているような状況でございます。給食の実施につきましても、私立幼稚園連合会との絡みもありますので、市としてやっていくかどうかということにつきましては、慎重に扱っていかないといけない取組みであると考えているところです。

徳山委員 3年保育を実現するのにめちゃくちゃ困難やったことは重々承知しているが、給食開始の目指す時期はいつごろとかあるのか。

就学前教育課係長 まだ庁内調整中でして、先ほど部長がお話したように、関係団体と協議しているところですけども、あくまで最短で、滞りなく進んだ場合であっても、令和9年度に庁内検討を行い、その中で審議会の方がプロポーザルで業者を選定して、令和10年度頃からの開始が最短かなと考えているところです。

徳山委員 自分の子どもが公立幼稚園に行った時のことを思うと、やっぱり納得できない部分

があるし、子どもの給食があるともものすごく親は助かると思う。私立幼稚園の見解もわかるが、だからといってグレードを下げるのはどうかと思う。

学校支援担当部長 補足で申し上げます。今、小学校は自校で給食ができていますけれども、中学校はセンターから配送していますので、幼稚園でも、どのような給食方式をとるのかといったところが一番ハードルとなっております。園児が食べるぐらいのボリュームのものを、どこでどうやって作るのか、業者からの配送でありますと、そういった小さい弁当を6ヶ所に配送してもらえるのかどうかとかの課題があります。価格的なところだと、保護者がどのように支払うのかといったスキームも考えていかないといけませんので、そこがネックになっております。

徳山委員 給食の実施について、本当に色々難しい課題があるのは重々承知の上であるが、ぜひ検討を。

片谷委員 2年保育から3年保育にしましたというところで、私立の幼稚園と市立の幼稚園で費用の違いはどれくらいか。

企画管理課係長 令和元年度から幼児教育保育無償化になっておりまして、いわゆる保育料の部分に関しては、公立幼稚園も私立幼稚園も無償になります。ただ、私立の場合は、保育料以外に上乗せ徴収と言いまして、例えば保育充実費であったりとか、その施設の維持管理経費とか、こういういわゆる諸費が結構かかってきます。これに関しても私立は市内には23園あるんですけども、園で結構バラバラでございまして、例えば3万円ぐらい取られるところもあれば1万円ぐらいのところもあるということで、各園の方針によってその辺の経費の種類や金額に幅がございます。公立に関しては、いわゆる諸費は、大体毎月千円程度になっておりまして、施設管理費とか保育充実費というのは、無償になっております。

片谷委員 あと幼稚園はお弁当代も先ほど施設の管理費の中に入っているということであったが。

企画管理課係長 私立に関しては、弁当を持参する園もあれば、給食を実施している園もありまして、給食実施している園は給食費を保護者から別途徴収してという形になります。

徳山委員 子どもの通園の最終年に無償化が始まったが、払っている金額は一緒で、年末にごそっと返ってきていたという感じだった。

企画管理課係長 そうですね、年間で徴収しているところもあれば、月額でというところもありまして、園によって変わってきます。

片谷委員 今までの公私の住み分けとしては、3年保育と2年保育の形になっていたけれども、双方が3年保育になったから、住み分けがなくなってきて私立の方に来るだろう子どもが食われていく可能性があるのも、市であんまりやらないでくださいということで反対があるということか。

徳山委員 そうですね。尼崎は今のところまだ現状維持なんでしょうけども、もう少子化して

いってる現状なので、どこの私立幼稚園も将来にすごい不安を抱えて、それぞれ色々な特徴を出そうとしているが、公立幼稚園が充実して、みんな流れちゃうと当然つぶれてしまう。今までの経緯として、尼崎市が幼稚園を整備できてなかった時に、市側からお願いして、充実させていったという経緯がある中で、今急激にグレードアップすることができないという話である。ただもう、僕らが幼稚園の時は2年保育やったと思うが、今は3年保育で、かつスクールバスで給食がないと、共働きの親としてどうしたらいいという話で、公立もそのようにしていきたい。ただこれまでは私立幼稚園会の反発で、2年保育の給食なし、スクールバスなしというのでずっときていた。それが様々な政治的な調整でもって、3年保育が実現した。

でも公立幼稚園会からも何かあることがあるごとに、教育委員が全員声をかけられて、何とか私たちの声をという話もある。私立幼稚園の人たちが取らない、グレーの子どもたちが公立の幼稚園にたくさん行くという感じになっていて、すごく配慮して見ないといけない子どもが多くて、公立幼稚園の職員さんのモチベーションが下がる。施設も床の木がちょっとめくれて子どもが怪我するような状態やし、園庭に遮光ネットがついてないところもたくさんあったりして、見に行けば、すごい精神的なダメージを受けると思う。

片谷委員 うまく公私で住み分けができないのかなと思う。

徳山委員 向こうに市議会議員がたくさんついているので、調整が大変である。

片谷委員 マトリックスのようにして、ここはこう公立の方がちゃんと受けるから、私立はこっちの方を頑張ってくださいね、とか同じ土俵で話にならないように住み分けができれば。個人的には公立にバスがなくてもいいんじゃないかと思うし、私立はバスがありますという分け方もある。そういう風にちょっと分けないと、反発がものすごく出てきそうな感じだ。

徳山委員 バスは、仕事中に送っていけば何とかなるかなと思うが、弁当を作ろうと思ったら朝5時に起きて準備をしないといけない。

片谷委員 保育無償化があるからこそ、ちょっとでも優遇してもらえる方に行きたいというようになってくるとのことか。

基本的には国公立でできているけれども、国公立ができていないところとかを私立でやっていくというような感じで立ち上がっている部分が多いと思う。大学でも国立があるけど、私立大学を作るとかいうのも、国立には入れないからという場合もあるし、別でこっちはこれでやりますよと住み分けができていると思う。あんまり公立が全部取っていくというのもどうか。

太田垣委員 お母さんの話をよく聞く機会がある。今ハードの面の話をされていたが、結構お母さんはソフト面も気にされていて、先生の対応の仕方とか、きめ細やかさとか、それぞれの幼稚園に特色があるみたいで、ここに入れたけど、ちょっと違っていたから辞めさせて、こっちの幼稚園に入れましたという人もいる。多分中身をよくお母さん方が見てらっしゃる、小さい子を預けるわけですしね。

徳山委員 尼崎の公立幼稚園、子どもの指導の仕方の勉強会という発表会を下坂部幼稚園に見

に行ったことがあるが、それはぜひ行った方がいい。特性のある子どもを上手に教え導くために色んな目標を壁に貼ってそれができた時に全員で褒めるとか、すごく上手にやっていた。

片谷委員 塾でも3つに分かれて、進学校に行くための塾と、授業についていくための塾と落ちこぼれないため塾と3段階あったりすると思うが、幼稚園はそういうところはないのか。

徳山委員 尼崎子どもと育ち支援センターも、指導は幼いうちからやればやるほどいいと言っているから、もっと早い方がええんちゃうかというぐらいだ。

片谷委員 先ほどママさんの話で言うと、幼稚園によってここの幼稚園はこういうところが強みで、こっちの幼稚園はこういうところが強みと強みが分かれてるわけですね。

太田垣委員 そうですね。あの先生の対応がすごい早かったとか、幾ら言っても直してくれないとか、そういう細かいところもよく見てらっしゃると思う。

森山教育長 それでは、続いて各論4から7の質疑に移りたいと思いますが、質疑はございますでしょうか。

正岡委員 資料の32ページ、保護者負担の軽減のところで現状・課題の②に国の標準単価という単語が出てくるが、これはどういう意味か。

学校支援担当部長 ちょっとお調べして、後からお答えします。

正岡委員 1年生に入るときの援助金みたいなことか。

森山教育長 ランドセル代とかを3月に支給して、遅滞なく4月を迎えるような感じの支給があるんですけども、本市の支給額が国の標準的な金額よりも下回っているということですかね。

学校支援担当部長 そうですね。新入学にかかる学用品で国が定めております基準額が小学校で5万7060円。中学校で6万3000円になっているんですけども、本市の場合、小学校で4万600円。それから中学校で4万7400円ですので、1万円ちょっと差が生じていますので、その改善について、財源措置をしようと考えているものです。

正岡委員 1700万必要と書いてあるが、毎年これぐらい不足が生じているのか。

学校支援担当部長 足らずの部分がそれだけあるということです。

正岡委員 来年度に関してはこの額が不足するということか。毎年子どもの対象数が違うので変動すると思うが。

- 管理部長 国基準と比較すると 1700 万足りていないということです。対象となる子どもの数は毎年それほど変動ございません。
- 学校支援担当部長 本市の支給単価が低いので、その部分を国に追いつくようにするものです。
- 森山教育長 児童生徒の比率で言えば、準要保護児童生徒は 20% ぐらいで、自治体でトップ 20 ぐらいに入っているんじゃないかと思います。
- 片谷委員 その世帯の年収で判断してということか。
- 森山教育長 生活保護世帯や世帯人員に応じた基準額以下の世帯、ひとり親世帯の収入、いわゆる児童扶養手当受給というのが、就学援助の支給要件になります。そういう比率が全国的からみて尼崎の世帯は多く、就学援助の受給世帯が多いということです。国の方の助成はありますけれども、市の負担もありますから、就学援助の比率が高ければ、相対的に生活保護世帯とか就学援助の市の持ち出し分が増え、尼崎市は西宮市とかと比べると非常に多く、本来一般財源で使えるものがそちらの方に取られてしまうことになります。
- 企画管理課長 今年度予算ですと、4100 万円ぐらいになりまして、それにプラス 1700 万が必要となる形です。
- 徳山委員 極めて個人的な話になるが、僕が未成年後見をしているところで結構、教育委員会からお金をいただいている。この費用も大変助かっているが、一緒に暮らしている曾祖母の口座にお金が振り込まれ、それを受け取る作業が大変困難なので未成年後見人に直接お金いただける仕組みがあればいいのになという話。お小遣いを毎月 3000 円渡さないといけないが、その仕組みがあったら、管理が楽やなとちょっと思ったりした。結構、色んなお金を支給されるので本当に助かるが、手続きがもうちょっと円滑になってくれへんかなと思う。
- 正岡委員 32 ページの③のところの真ん中の欄に、保護者からの情報提供をオンラインでしようとしてシステムの導入を検討したら、費用面等の継続検討をしないといけないみたいな項目があるが、現状どんな感じなのか教えていただきたい。
- 管理部長 現状は、多分ご存知かと思いますが、学校に出させる書類は、原則紙に字を書いていただいて出していただく状況になっています。これを保護者とやりとりすることでどうしても住所であったり、個人の健康状態だったり、本来外になるべく出ない方がいいという情報が誤って出るケースがあるということで、こういった話になっています。デジタル化するのに、どういったやり方があるかということですが、今スマホでも申請ができるような仕組みがあります。それができないかというようなことで検討を進めているんですけども、保護者から一方的にこちらにいただくのであれば比較的安易にできますが、どうしても一旦また返さないといけないというようなところがあるのと、なかなか近隣他都市でも入れている自治体はかなり少ないというところなので、どうしても費用面がかかるというところがあって、市の状況も踏ま

えて、改めて、よく検討するようにという指示があつて、今ちょっと保留みたいな形で取り扱いになっているという状況です。

他の部分ですと、お便りのデジタル化の部分は、どちらかというと一方的な部分になっていますので、尼崎市ではミマモルメという仕組みがありますが、その辺も学校ごとで入れているところ入っていないところがあるので一律的な取り扱いができない部分もあり、そこら辺を調整しながら、できれば一方通行で済むようなやつについてはできるだけ早急に紙をなくしていきたい、先生方の手間が省けるであろうということもありますので、そういったことを今進めていきたいというところです。

正岡委員 今のお話だと、ミマモルメも全校に入っているわけじゃない。

管理部長 一部入っていないところや活用をされているところとされていないところがあります。実情で言いますとミマモルメもPTAや保護者負担でやっていただいて公費が出てないところがありまして、そういったことも、一部支障があるのかなというところで、そこも改善できるのかできないのか、やるとなると費用面がかかってくるということもあり、これも十分に検証しないといけないというところです。

徳山委員 今の話、堺市はテトルというアプリがあつて、そこで色んな一斉連絡がある。大体衝撃的な連絡が多いが。中間テスト初日でクーラー壊れたので、公平を図るべく今日は中止し、週明けに中止した分をやりますという連絡があつた。

学校は大雨警報出たらどうこうとかあるが、尼崎はそれをミマモルメで、そういうのをやっているのか。

管理部長 基本はその形でやっています。一方通行のところが結構多いので、その辺が、一方通行だけでできるところはいいんですけど、そこだけちょっとどうしてもすまない部分があります。

徳山委員 アプリは導入しないのか。

管理部長 どのアプリが一番いいのかという話で、今言いましたように、オンライン申請も片一方でしないといけないところもありますので、どういった形でどれが一番いいのかというところがあります。すでにかんりのソフトが出ているのは事実で、今言われたような部分もありますし、他の自治体でそういった校務支援の一部の中でそういった仕組みもすでに持っておられるところもあるんですけども、今までちょっとやってきている部分もあります。また、どこまでいっても費用面の最終的な決着をつけないといけないところで時間がかかっております。

森山教育長 補足して言いますと、令和5年11月に市全体の中で子育て世帯の定住転入促進を図る意味で、「あまがさき子ども子育てアクションプラン」を作りまして、働くのも暮らすのも応援するまちということで、その中のいわゆる時間的なゆとり生み出すということで、学校保育所等の諸手続きとか、欠席連絡などをICTを活用してやっていまいしょうという方向の中で、昨年度も予算要求を行いました但不採択になりました。

徳山委員 テトルというアプリで子どもの休みや遅刻を全部連絡することになっているが、と

でも楽になった。大体小学生の男の子が一番多いと思うが、ランドセルの底に重要な書類が全部ぐちゃぐちゃになって入ってて、授業参観に行きそびれたとかが起こるから、絶対アプリで親に連絡する方がいい方法だと僕は思う。

片谷委員 ミマモルメは阪神電鉄が作ったんですね。

管理部長 はい。もともと阪神電鉄さんが作られました。

片谷委員 堺のところと同じような形かもしれない。

徳山委員 テトルはアプリですよ。

管理部長 ミマモルメもアプリなんです。

片谷委員 子どもが校門通ったら、お知らせしてくれる。

管理部長 それはオプション的な部分になります。

基本的には今言われたように、出欠連絡で使うようなことも学校によっては、やっているところもあります。多分、他の自治体は、委員会がこれを使えみたいなことで、一斉におりているのかなと思うんですけど、尼崎の場合はそれぞれの学校からスタートしていっているんで、どうしても学校間で温度差が出てしまっています。あと、タブレットにグーグルがあって、それも活用できる中身があるので、そこを活用している学校もありまして、どれが一番いいのかということもあります。

徳山委員 でもタブレットは子どもが持っているのでは。

管理部長 グーグルアカウントを保護者に付与できますので、仕組みとして可能は可能なんです。逆に言うと色んなやり方、安価でできるようなケースも、どうしても見つけられてしまってますので、なかなか予算化ができない状況が続いております。

片谷委員 塚口小学校で令和4年に入れているというのがネットで出ていますね。

管理部長 先ほど言ったお便りの配信なんかも含めて、ほぼもう紙を配ってない学校もすでにあるのは事実で、その辺は学校の先生がたの得手不得手のところもあろうかと思えますので、どうしてもそこの温度感が学校ごとにあります。逆に過渡期なので今ちょっとタブレットが入ったところもありますので、できればそれが使えると一番、市としても安価でできるかなと思います。

徳山委員 教員の働き方改革の件で、学校現場で職員の出退勤を管理できるようになったが今はどうか。働いている時間の平均とか出ているのか。

管理部長 令和5年度に、今言われた出退勤の管理として、学校に来たときにピッとかざして帰るときにもう1回やるという方法で、在校時間を把握することをやっています。昨年度に一部の学校でモデル的に実際に勤務時間外と想定される時間、4時45分以降の時間帯に残っている主な理由を尋ねる調査をやっているところです。やっとその

調査ができて、把握できたところなんで、各学校園に超過勤務の多い先生方について、その授業のやり方も含めてお願いをしているという状況が現状です。

徳山委員 超過勤務の時間は月どれくらいか。

管理部長 30時間、45時間とかになりますが、ただ人によって100時間に近づいておられる教員がいるのは事実です。

徳山委員 100時間を超えた人はすぐ調査したほうがいい。

管理部長 そこは把握しております。実際には、教材研究であったりとか、生徒指導であったりとか、様々な実情があるので、100時間が直ちにストレートに労安上の問題がある時間かというところはありませんけども、基本的には80時間以上については、こちらの方で一定把握をかけていますので、校長に伝えることで指導をしていただいております。とは言いながらも、どうしても継続的に超過勤務が多い先生というのは、特定の先生というのも事実なんで、この辺は本来的な働き方改革を先生方に意識して理解してもらうのに何ができるかというところになります。

徳山委員 別に、単純にその100時間で、その人が壊れるというわけじゃなくて、その中で2つのエピソードが重なると、自殺に至るっていうケースが多い。例えば会社の中で、2人でまわしていたのが1人が突然いなくなって1人に過重な負担がかかる。それで、すごいストレスかかる中で、もう1個何かが起こると、休みができた時に突然自殺するということがとても多い。だから、超勤時間が100時間とか80時間を超えてきて、それが2ヶ月3ヶ月続くと家庭内で何か精神的なストレスかかるエピソードがないかというのを聞き取らざるをえないと思う。

管理部長 実情ですと、例えば何かの生徒指導事案、大きな事案が起きているというところでは学校自体が同じ方向に向いていっていますので、比較的バランスのとれた超過勤務の状況になってるかなという風に理解しています。ただ、一方で長時間残っておられる方は特定の内容が多く、もう教材研究ということで自分がやりたいというようなところが非常に多いです。だからそういった部分をどう改善できるかなというところが、ちょっとこちらの指導の域じゃないところの考えの中でされているところがあって、非常に難しいというのがあります。

徳山委員 やりたいことをやっている場合は精神的には大丈夫で、嫌なことをやらされていると精神的にはよくない。

管理部長 その部分をできるだけこちらでも把握するような形で、特に今般ずっと言われているように、校長教頭の超過勤務は、そこが最大のネックになってきますので、十分に注意するような形でやっているんですけども、それ以外の超過勤務時間が長いと思われる先生というのは、どちらかというと、教材研究で生徒や児童のためにというような形でやっていただいている先生が比較的多くなります。あと中学校の部活動の部分はちょっと申し訳ないですが、現状では、一足飛びに解決っていうのは難しいです。これはもう高等学校も同じような状況です。

徳山委員 確かに。僕が職務として学校現場の相談乗った時は、感覚的に4割近い先生、教頭校長が安定剤を飲んでいるような感じでしたから、しんどいと思う。

管理部長 だから教頭校長に関しては、特に中間にある教頭先生のところはできるだけ注意する形で職員課の方からも通知をしています。

徳山委員 教育委員会事務局は、そのタイムカード管理は始まっているのか。

管理部長 まだです。事務局内は旧態依然ですね。

徳山委員 教育委員会事務局で過労死とかが起こると目も当てられないと思う。

管理部長 そこは各所属長がしっかりやっていると認識です。行政職も指導主事の方も含めて、超過勤務は同じようにこちらで把握していますので、毎月所属長に送っています。当然そこはしっかり所属で見ていただく中で、指導していただいているという認識に立っています。幸いにも80時間のラインでは、確かにおりますけれども、連続してというところがないので、ちょっと安心ができるかな、と。

徳山委員 仕事の持ち帰りは認めてないということか。

管理部長 認めておりませんが、今はリモートという手段がございます。そこはもう実質的には把握をしておりません。

片谷委員 そうなるとストレスチェックはないのか。

管理部長 人事部門の方に行きますので直接こちらには来ませんけども、労安法上の健康診断と合わせた形で年1回のストレスチェックをやっていますので、その中で一定の引っ掛かるものがあれば、それは産業医の方から指導が入るという仕組みにはなっています。

片谷委員 学校の先生も対象か。

管理部長 学校の先生も基本的に制度上の中にあるとお聞きしています。

徳山委員 ご存知の通り過労死が起こってしまうと、労災から払われる金額は6割7割です。その責任を生じさせたところにあつという間に5000万の請求が届いて、大体内容証明で3000万か4000万請求したらみんなさらっと払ってくる。

管理部長 校長には脅しじゃないですが、一応目標設定面談の中でそういったことを言わざるを得ないので、どこまでご理解いただいているかはわかりませんが、お伝えはしています。裏をかかされるとわかりませんが、校長先生は残ってはおりますが少なくとも安心できる時間数かなと思っています。

正岡委員 資料36ページの一番下の関連指標のところ、部活動が地域クラブに移行した割合が100%となっているが、これは目標値ですよ。これだけ見ると、令和6年度

は0で、いきなり100%となっている。年度を経て少しずつ移行していった令和9年度に100%というように聞いているので、もうちょっと文言の説明が必要なんじゃないかなと思う。これが公表されるのはいつなのか。

管理部長 これは令和10年度末の目標値を上げていまして、今日了承いただければ、9月には公表する形となります。

正岡委員 目標とか何か記載があればいいが、この書き方だともうできているという風に誤解されるかもしれない。

管理部長 基本計画がもともとベースでありますので、そちらの方には今言いました10年度末までの目標値ですということは書いております。ただ確かにこちらの方にはその表現がないので、それは何かわかるような形で表記を改めます。

徳山委員 ICTの活用で、令和の教育環境のところか教員の働き方改革の推進かGIGAスクールの流れになるかもしれないが、最近急激にAIが使えるようになってきているのは皆さんご存知のところかと。僕も、子どもに時計の仕組みを教えるのに難儀したが、YouTubeとかを見せることで大分理解が進んだ。最近ではAIに聞いてみたらものすごく整理された教え方を教えてくれるし、これをもっと活用すれば先生の負担が減っていくのではと思う。弁護士業務もAIの活用で飛躍的に変わってきていて、契約書のチェックも3秒でできるし、問題点を12点示しますと出てきて、それを確認しながら残りのところをチェックするという感じ。訴状だって条件をいれたら、10分ぐらいですごく訴訟ができる。もちろん、人がする仕分けとかもあるが。学校の先生の教え方もこれを活用したら、先生の負担軽減になるんじゃないかなとか思う。本当に最近のAIは急激に使いやすくなっているもので、最近のこのITの急激な進展を活用するという話はどこかで上がっていたりしているのか。

企画管理課長 委員がおっしゃったAIの活用ということではないんですけれども、31ページに、国の動向、社会情勢を踏まえたICT環境整備ということで、現状として、そもそもあまり活用できてない状況がございます。全学校に配布しておりますが、残念ながら学校によって温度差があるというところが現状ですので、まずそこから改善していくというのが今のレベルです。

森山教育長 それでは質疑もないようですのでこれより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第38号」を原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

教育委員 異議なし。

森山教育長 異議なしと認めます。よって「議案第38号」は、原案のとおり可決いたしました。続いて、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会7月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料をお開き願います。まず、総務関係でございます。7月2日及び17日に政策推進会議がございました。また、18日に「阪神7市1町教育委員会連合会総会及び第1回研修会」が開催されました。次に、学校教育関係でござい

ます。7月19日に、「阪神中学校総合体育大会総合開会式」がございました。次に、社会教育関係でございます。6月24日の塚口中学校をはじめ、計4校の中学校・高等学校で「第1回学校運営協議会」を開催しました。

最後に、今後の主要行事予定表でございます。7月29日に、「令和7年度阪神地区教育長会議・意見交換会」が西宮市で、7月30日に、「スマホサミット2025」を小田北生涯学習プラザにて開催予定でございます。8月19日に、先般ご案内しました「学びと育ち研究所 報告会」が開催されます。8月20日には、「令和7年度第1回阪神7市1町教育長協議会」が、また21日から22日にかけて「全県夏季教育委員会研修会」が開催される予定です。教育委員会については、8月18日15時30分より「第2回教育委員協議会」を開催予定でしたが、9月補正予算議案の提出予定等がありますため、教育委員会臨時会の開催とさせていただきます。また、教育委員会8月定例会につきましては、8月25日15時30分からの開催で予定しています。以上でございます。

森山教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

森山教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。それでは、ここからは非公開といたします。ここで職員の入替えを行います。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

森山教育長            以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、尼崎市教育委員会7月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会7月定例会の議事の全部を終了したので、午後3時31分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会7月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。